

四万十市

(金抜)

令和7年度 支上水 第1号  
 高知県 四万十市 西土佐江川崎

江川崎水道施設整備工事（電気施設等整備） 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 8年 2月28日

令和 7年 5月 1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、  
 「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更  
 の協議を行うものとする。

工事概要	起工又は変更理由									
浄水場・配水場等整備										
電気計装整備 N=1式										
浄水場廻り配管工 N=1式										
<table border="0"> <tr> <td></td> <td>FROM</td> <td>TO</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		FROM	TO	図面番号	-	-	整理番号	-	-	
	FROM	TO								
図面番号	-	-								
整理番号	-	-								

## 特記仕様書

### 第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

### 第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

### 第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

### 第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない理由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

### 第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

- (1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。
- (2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

### 第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

## 特記仕様書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」

（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事に用いた資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとす。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

### 第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

### 第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

### 第9条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

### 第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

### 第11条 週休2日制モデル工事の実施について

本工事は、四万十市週休2日制モデル工事実施要領における「2日制モデル工事」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

四万十市入札・契約関連情報ホームページ

(<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-08/oa-08-01/index.html>)

なお、発注時において労務費等を補正済み（通期）であり、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合及び交替制モデル工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

### 第12条 工事施工中の情報共有システムの活用について（発注者指定型）

1 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の発注者指定型工事である。発注者指定型にあつては、情報共有システムの活用を義務付ける工事であり、受注者希望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）四万十市」によること。

2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

(1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

(2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

(3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、

## 特記仕様書

受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

### 第13条 標示板の設置

- 1 高知県建設工事共通仕様書第1編1-1-23施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和3年6月23日付け3高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

### 第14条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。  
(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

### 第15条 工事実績データ作成、登録

- 1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-6に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

### 第16条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m<sup>3</sup>以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m<sup>3</sup>以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

- 3 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

- 5 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ  
(<http://www.recycle.jacic.or.jp>) より、利用申請等を行うことができる。

### 第17条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

## 特記仕様書

### 第18条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

#### （1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

#### （2）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。

（代表写真）

2) 前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m3)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m3)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m3)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m3)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m3)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m3)

3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に

以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

#### （3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

#### （4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

### 第19条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

### 第20条 工事完成図書（電子納品）の記録方法

## 特記仕様書

- 1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

### 基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

- 2 電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

### 第21条 電子納品で提出されたデジタル写真

- 1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

### 第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

#### 1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載

している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

#### 2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黑板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

### 第23条 施工管理

- 1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

### 第24条 排出ガス対策型建設機械

- 1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設

## 特記仕様書

機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込み)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

### 機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット(次に示す基礎工食用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

※対象はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

### 第25条 成績評定の公表

- 1 「四万十市建設工事成績評定要綱」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について(通知)」及び「項目別評定点」を公表することとする。

### 第26条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和3年12月(四万十市))」によることとする。

### 第27条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

### 第28条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

### 第29条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数7日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が7日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

(港湾工事及び港湾海岸工事を除く)

※猛暑日とは、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数(休日を除く)とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

### 第30条 その他

- 1 その他疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

## 【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無
  
2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無
  
3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無
  
4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無
  
5. その他・・・・・・・・無

## 【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

## 【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

## 【工事用道路関係】

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

## 1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置

管理道は現在整備途中であるため、入口部（ガスボンベ保管庫以降）路上にバリケードを設置しており、他者の不要な立入を制限している。作業後は逐次バリケードを元に戻し安全確保に留意すること。

既設道路(特に管理道路接続部)の路面等に土砂等が落下した場合は速やかに取り除くこと。1日の作業終了時に必ず点検し、必要箇所の清掃を行うこと。

## 2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

## 【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

## 【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・有

(1) 搬出先の名称 (有)竹村総合建設

搬出先の所在地 四万十市西土佐下家地字アカバイ919番他

運搬距離 L=14.6 km

その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。

搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無

3. 産業廃棄物の処理条件（\*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）・・・・・・・・無

## 【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

## 【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

## 【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

## 【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

## 【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品

(1) 品名：量水器φ75mm、数量：1 （支給品）

## 施 工 条 件 明 示 書

工事番号 支上水

第1号

## 明示事項（説明書）

引渡し場所 四万十市西土佐総合支所

引渡し期間 契約日の翌日～

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置・・・・・・・・無

6. その他・・・・・・・・無

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
電気通信					
一般工事(機器費)					
機器単体費					
電気通信設備					
機器費(浄水場)	式	1			明細表 第1号
機器費(配水池)	式	1			明細表 第2号
機器費(テレメータ・サーバー機能増設)	式	1			明細表 第3号
機器費(取水場設備)	式	1			明細表 第4号
一般工事					

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費					
電気設備					
材料費(浄水場)	式	1			明細表 第5号
材料費(電気室・滅菌機室廻り配管)	式	1			明細表 第6号
材料費(配水池)	式	1			明細表 第7号
労務費(浄水場)	式	1			明細表 第8号
労務費(電気室・滅菌機室廻り配管)	式	1			明細表 第9号
労務費(配水池)	式	1			明細表 第10号
労務費(取水ポンプ場設備)	式	1			明細表 第11号
直接材料費	式	1			

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付労務費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
技術労務費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
複合工	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
機械経費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
総合試運転費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
仮設費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
共通仮設費計	式	1			
純工事費					

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現場管理費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
据付(技術者)間接費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
据付(機器)間接費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
据付間接費計					
間接工事費計					
据付工事原価					
設計技術費	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
工事原価					
一般管理費等	式	1			下水道用設計標準歩掛表による
工事価格					



## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
附帯工事費					
水道					
管路					
管路工(開削)					
浄水場					
資材費	式	1			明細表 第12号
労務費	式	1			明細表 第13号
土工	式	1			明細表 第14号
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					



明細表 第 1号  
機器費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
引込開閉器盤 屋内外装柱形 ステンレス製	面	1			見積単価
動力盤 屋内自立閉鎖形 鋼板製	面	1			見積単価
計装盤 屋内自立閉鎖形 鋼板製	面	1			見積単価
中継箱収納盤 屋外自立形 ステンレス製	面	1			見積単価
濁度計 高感度式	台	1			見積単価
残留塩素濃度計 ホーログラフ法	台	1			見積単価
水位計 投込み式	台	1			見積単価
電極 5P 吊下げ式	台	1			見積単価
電極 3P 吊下げ式	台	2			見積単価
テレメータ装置 LTE回線 Ai=7, Di=36, Dp=1, Pi=2	台	1			見積単価



明細表 第 2号  
機器費(配水池)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
中継箱収納盤 屋外自立形 ステンレス製	面	1			見積単価
変換器収納盤 屋外自立形 ステンレス製	面	1			見積単価
水位計 投込み式	台	1			見積単価
電磁流量計 口径100 2線式 分離形	台	1			見積単価
電極 5P 吊下げ式	台	1			見積単価
1 式 当り					

明細表 第 3号  
機器費(テレメータ・サーバ機能増設)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
西土佐系テレメータ親局装置改良 改良	式	1			見積単価
Webサーバ(TSS)機能増設 改良	式	1			見積単価
データサーバ(HSS)機能増設 改良	式	1			見積単価
帳票サーバ機能増設 改良	式	1			見積単価
OPCサーバ(DGPL II)機能増設 改良	式	1			見積単価
口屋内テレメータ装置改良 改良	式	1			見積単価
1 式 当り					

明細表 第 4号  
 機器費(取水場設備)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
装柱形取水ポンプ計装盤 屋外屋根付鋼板製W700×H1200×D350	面	1			見積単価
1 式 当り					

明細表 第 5号  
材料費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ケーブル、電線類	式	1			
電線管類	式	1			
コンクリート柱 10-19-3.5kN	本	1			見積単価
エントランスキャップ G22	個	2			R7建設物価5月号P.576
自在ハンட் 3BD-HD-17	個	2			R7建設物価5月号P.633
自在ハンட் IBT-212	個	7			R7建設物価5月号P.633
玉碇子 100×100	個	1			R7建設物価5月号P.645
巻付クリップ 22sq	個	4			R7建設物価5月号P.636
自在アームハンட் UABD-323	m	1			R7建設物価5月号P.633
コンクリート根枷 1000×170×110mm	個	1			見積単価

明細表 第 5号  
材料費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
足場ホルト CP用	個	10			見積単価
ステップロック 3号 700×350	組	1			見積単価
ホール底板 丸形No. 1	個	1			見積単価
シングル 丸形 22mm	個	2			見積単価
支線 22sq	m	10			見積単価
支線カート L=2.0m 虎印	本	1			R7建設物価5月号P. 642
接続材 異種管接続材 FEP40 H型	組	1			R7建設物価5月号P. 578
接続材 異種管接続材 FEP30 H型	組	6			R7建設物価5月号P. 578
ヘルマウス FEP50	個	2			R7建設物価5月号P. 578
ヘルマウス FEP40	個	2			R7建設物価5月号P. 578

明細表 第 5号  
材料費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ヘルマウス FEP30	個	6			R7建設物価5月号P.578
ハントホール 600 <sup>□</sup> ×600	組	1			見積単価
プロボックス 300×300×300 SUS WP	個	3			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 250×250×200 SUS	個	1			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 200×200×150 SUS	個	1			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 100×100×100 SUS WP	個	1			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 100×100×100 SUS	個	1			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 250×250×200 VE 防水平フタ	個	1			R7建設物価5月号P.602
プロボックス 150×150×100 VE 防水平フタ	個	2			R7建設物価5月号P.602
設置銅棒 φ10×900	本	9			R7建設物価5月号P.646

明細表 第 5号  
材料費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
リोट端子 φ10用 8×500	個	9			R7建設物価5月号P. 646
設置極埋設標示板 140×90×1.0t SUS製	枚	3			R7建設物価5月号P. 644
埋設標識シート 150mm×50m 2倍 定尺50m 1円未満切捨	m	25			R7建設物価5月号P. 629
LED灯 LSS10MP-4-46	個	6			R7建設物価5月号P. 608
換気扇 単相100V(4P) φ300	台	2			R7建設物価5月号P. 734
ウェサカバー SUS φ300	台	2			R7建設物価5月号P. 734
ウェサカバー 用防虫網 SUS φ300	台	2			R7建設物価5月号P. 734
取付用不燃枠 φ300	台	2			R7建設物価5月号P. 734
温度スイッチ 室内用 0～50℃	個	1			R7建設物価5月号P. 749
埋込タンブラスイッチ 1P15A×1 15/300 片切 取付枠付	個	2			R7建設物価5月号P. 603

明細表 第 5号  
材料費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
スイッチプレート 1～3穴 SUS	個	2			R7建設物価5月号P.604
コンセント 取付枠付 2P15A タプル	個	2			R7建設物価5月号P.603
コンセント 取付枠付 2P15A	個	2			R7建設物価5月号P.603
コンセントプレート 2穴 新金属製	個	2			R7建設物価5月号P.604
コンセントプレート 1穴 新金属製	個	2			R7建設物価5月号P.604
補助材料費	%	4			
1 式 当り					

## 明細表 第 6号

材料費(電気室・滅菌機室廻り配管)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ビニル管 HI φ20	m	37.7			
ビニル管 HI φ20	m	2.2			
HI-VP φ16 定尺4m 1円未満切捨	m	0.4			R7建設物価5月号P. 691
ビニル管 HI φ25	m	15.9			
ビニル管 HI φ25	m	2.2			
エルボ HI φ20	個	14			
HI-S φ20×φ16	個	2			R7建設物価5月号P. 692
チース HI φ20×φ20	個	2			
ソケットHI φ20	個	6			
自在ハンツ IBT-212	個	1			R7建設物価5月号P. 633

## 明細表 第 6号

材料費(電気室・滅菌機室廻り配管)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
エルボ <sup>HI</sup> φ25	個	9			
HI-S φ25×φ16	個	2			R7建設物価5月号P.692
ソケットHI φ25	個	3			
チース <sup>HI</sup> φ25×φ25	個	3			
埋設標識シート 150mm×50m 2倍 定尺50m 1円未満切捨	m	27.7			R7建設物価5月号P.629
補助材料費	%	4			
1 式 当り					

明細表 第 7号  
材料費(配水池)

## 明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ケーブル、電線類	式	1			
電線管類	式	1			
プレートボックス 300×300×300 SUS WP	個	1			R7建設物価5月号P. 602
プレートボックス 200×200×150 SUS WP	個	1			R7建設物価5月号P. 602
プレートボックス 150×150×100 VE 防水平フタ	個	1			R7建設物価5月号P. 602
埋設標識シート 150mm×50m 2倍 定尺50m 1円未満切捨	m	17			R7建設物価5月号P. 629
クランプ FEP30	組	1			R7建設物価5月号P. 578
設置銅棒 φ10×900	本	3			R7建設物価5月号P. 646
設置極埋設標示板 140×90×1.0t SUS製	枚	1			R7建設物価5月号P. 644
リット端子 φ10用 8×500	個	3			R7建設物価5月号P. 646



明細表 第 8号  
 労務費(浄水場)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削 軟岩，片切掘削，破砕片除去有り(50,000m3未満)，集積押土無し	m3	11			
積込(ルース) 土砂，土量50,000m3未満	m3	11			
管路埋戻 流用土	m3	7			
ダンプトラック運搬	m3	3			
残土処分料 (南竹村総合建設)	m3	3			見積単価
管路埋戻 砂	m3	3			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算無し	m3	0.1			
特殊作業員 週休2日補正:4週8休以上	人				
設備機械工 週休2日補正:4週8休以上	人				
普通作業員 週休2日補正:4週8休以上	人				

明細表 第 8号  
 労務費(浄水場)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電工 週休2日補正:4週8休以上	人				
電気通信技術者 技術者間接費対象	人				
電気通信技術者 技術者間接費対象	人				
電気通信技術者 技術者間接費対象	人				
1 式 当り					

## 明細表 第 9号

労務費(電気室・滅菌機室廻り配管)

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削 軟岩，片切掘削，破砕片除去有り(50,000m3未満)，集積押土無し	m3	6			
積込(ルース) 土砂，土量50,000m3未満	m3	6			
管路埋戻 流用土	m3	3			
ダンプトラック運搬	m3	2			
残土処分料 (南竹村総合建設)	m3	2			見積単価
管路埋戻 砂	m3	3			
電工 週休2日補正:4週8休以上	人				
1 式 当り					

明細表 第 10号  
 労務費(配水池)

## 明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 軟岩，片切掘削，破砕片除去有り(50,000m3未満)，集積押土無し	m3	3			
積込(ルース) 岩塊・玉石，土量50,000m3未満	m3	3			
管路埋戻 流用土	m3	2			
ダンプトラック運搬	m3	1			
残土処分料 (南竹村総合建設)	m3	1			見積単価
管路埋戻 砂	m3	1			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算無し	m3	0.2			
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算無し	m3	0.1			
型枠 一般型枠，小型構造物	m <sup>2</sup>	1			
特殊作業員 週休2日補正:4週8休以上	人				



明細表 第 11号  
労務費(取水ポンプ場設備)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
取水ポンプ計装盤据付 既設盤撤去含む	式	1			見積単価
埋設ケーブル接続工 調整・試運転・切替立会含む	式	1			見積単価
1 式 当り					

明細表 第 12号  
資材費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 80A JWWA-K116 SGP-VB(亜鉛メッキ)	m	8			
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 20A JWWA-K116 SGP-VB(亜鉛メッキ)	m	0.8			
M形ドレサ- (ショートタイプ) 鋳鉄管・鋼管用 φ75 内外面エポキシ樹脂粉体塗装・離脱防止金具付	個	1			
M形ドレサ- 粉体塗装・ストップリング付 φ75(SUS×G)	個	1			見積単価
M形Dフランジ短管(ショートタイプ) 鋳鉄管・鋼管用 φ75 内外面エポキシ樹脂粉体塗装・離脱防止金具付	個	1			
M形D曲管(ショートタイプ) 鋳鉄管・鋼管用 φ75×90° 内外面エポキシ樹脂粉体塗装・離脱防止金具付	個	1			
単口地上回転打倒式不凍消火栓 衝撃安全装置付 打倒管 300L φ75	個	1			見積単価
サトル分水栓 DIP用A型 φ75×φ20 粉体塗装改良型 ボール式	個	1			
SKX分止水栓用ソケット ユニオンパッキン付 φ20(G)	個	1			見積単価
水道用ライニング鋼管用管端防食エルボ 20A×90° JWWA K 150	個	2			

明細表 第 12号  
資材費

## 明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
水栓柱 SUS 900×φ20×φ13	基	1			見積単価
横水栓 ホース接続形 φ13	個	1			見積単価
水中渦巻ポンプ (SUS) 32A 0.096m <sup>3</sup> /分×89m×3.7kw	台	2			見積単価
SUS揚水管 (片F10K・片ネジ) 32A×3,658	本	2			見積単価
連成計 φ100	個	2			見積単価
自動空気抜弁 φ100	個	2			見積単価
SUSポンプ台板 32A 2F SUS吐出曲管 32A(10K) 530×300 セット品	式	2			見積単価
SUSハンマーソフトチャッキ弁 (両F・10K) 32A	個	2			見積単価
SUSスリース弁 (両F・10K) 32A	個	2			見積単価
ゴム製伸縮可とう管 10K 32A×150L	個	2			見積単価

明細表 第 12号  
資材費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配管サポ-ト SUS ホ-ルト・ナット・オ-ルアソカ-含	組	2			見積単価
2F SUS吐出管 (10K) 32A×3, 231	本	2			見積単価
2F SUS吐出片落曲管 80A(7.5K)×32A(10K) 400×150	本	1			見積単価
2F SUS吐出T字管 80A(7.5K)×32A(10K) 300×400×150	本	1			見積単価
量水器 φ75	個	1			支給品
量水器ボ-ックス FRP製 φ75用 H=0.60	個	1			見積単価
1 式 当り					

明細表 第 13号  
 労務費

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小口径管布設据付工 φ 80mm	m	9.1			
小口径管布設据付工 φ 32mm	m	15.7			
小口径管布設据付工 φ 20mm	m	0.8			
小口径管切断 φ 80mm	箇所	2			
メカニカル継手 φ 75mm以下	口	9			
伸縮可とう管設置(鋳鉄製) φ 100mm以下 , F×F	基	2			
消火栓設置・撤去 設置 , 地上式 , 単口	箇所	1			
サトル分水栓建込工 φ 20mm , 鋳鉄管 , φ 75mm	箇所	1			
小口径管切断 φ 20mm	箇所	3			
小口径管ねじ切り φ 20mm	箇所	5			

明細表 第 13号  
 労務費

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小口径管ねじ込み φ20mm	口	5			
小口径管ねじ込み φ13mm	口	1			
機器等据付 第2類 , 0.05 t/台	台	2			
小ハルブ類取付工 1 1/4(32A) , 材料費を含まない	個	2			
小ハルブ類取付工 1 1/4(32A) , 材料費を含まない	個	2			
フランジ継手 JWWA 7.5K , φ75(80)mm	口	1			
フランジ継手 JWWA 10K , φ65mm以下	口	12			
保温工 SUS t=20mm 32A(SUS) L=3.7m	個	2			見積単価
保温工ハルブ部 SUS t=20mm 32A(SUS)	個	6			見積単価
保温工エルボ部 SUS t=20mm 32A(SUS)	個	2			見積単価

明細表 第 13号  
 労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 式 当り					

明細表 第 14号  
土工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削 軟岩，片切掘削，破砕片除去有り(50,000m3未満)，集積押土無し	m3	4			
積込(ルース) 岩塊・玉石，土量50,000m3未満	m3	4			
管路埋戻 流用土	m3	2			
管路埋戻 砂	m3	0.6			
管路埋戻(保護砂・転圧無)	m3	0.9			
ダンプトラック運搬	m3	2			
残土処分料 (有)竹村総合建設	m3	2			見積単価
1 式 当り					